は、五十億円）」に、「当該金額」を「二百億円（当該特定株式が同号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）とする。」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該特定株式が第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十）」を加え、「特定株式の種類別」を「株式の種類別」に改め、同項各号を次のように改める。

一　資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式

二　その取得（購入による取得に限る。次号において同じ。）により対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合における当該株式

三　その取得の日から起算して三年を経過する日までに対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における当該株式（前号に掲げる株式を除く。）

第六十六条の十三第二項第二号中「増資特定株式」を「同項第一号に掲げる株式に該当するもの（以下この条において「増資特定株式」という。）」に改め、同条第六項中「、第十一項及び第十五項」を「から第十三項まで及び第十七項」に改め、同条第九項中「及び第十五項」を「、第十一項及び第十七項」に改め、同条第十項中「当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来した」を「次の各号に掲げる事実が生じた」に、「五年経過特別勘定の金額」を「五年経過等特別勘定の金額」に、「当該末日」を「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したこと　当該末日

二　当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過する日以前に設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散したこと　その解散の日

第六十六条の十三第二十一項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に、「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「前二項」を「同項及び前項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「前項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「次項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第十二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十六条の十三第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「、分割承継法人」を「（適格合併により当該特別勘定に係る特定株式の移転を受けるものに限る。）、分割承継法人」に改め、同項第一号中「（増資特定株式に限る。）」を削り、同項第二号中「合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した」を「当該設定法人を被合併法人とする合併が行われた」に改め、「当該特定株式に係る」を削り、同項第三号中「前項」を「第十項」に改め、同項第四号中「増資特定株式に限る。）」を削り、同項第五号中「前項」を「第十項」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該特定株式が第一項第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十）」を加え、同項第八号中「増資特定株式を除く」を「次に掲げるものに限る」に、「場合を」を「場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一項第二号に掲げる株式に該当する特定株式

ロ　第一項第三号に掲げる株式に該当する特定株式（その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該設定法人が当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつた場合における当該特定株式に限る。）

第六十六条の十三第十一項第九号中「前二項」を「第九項から前項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式（第一項第三号に掲げる株式に該当するものに限る。）に係る特別勘定の金額のうちにその取得の日から起算して三年を経過する日が到来した特定株式に係るもの（以下この項において「三年経過特別勘定の金額」という。）がある場合（同日までに当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。）には、当該三年経過特別勘定の金額は、同日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十七項の規定は、適用しない。

12　第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）の各事業年度（以下この項において「特定事業年度」という。）終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式（増資特定株式を除く。）に係る特別勘定の金額のうちに当該特定事業年度前に行われた当該設定法人を合併法人とする合併により解散した当該特定株式を発行した法人に係るものがある場合（当該合併の日を含む当該設定法人の事業年度（以下この項において「合併事業年度」という。）以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に限る。）には、当該特別勘定の金額については、当該合併事業年度終了の日における当該特別勘定の金額に当該特定事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該特定事業年度終了の日における当該特別勘定の金額を超える場合には、当該特別勘定の金額）に相当する金額を、当該特定事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項及び前三項の規定は、適用しない。

第六十七条の三第一項中「令和九年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第六十七条の十六第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条第二項、第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同法第百四十六条第二項の表第百二十三条第二号（青色申告の承認申請の却下）の項、第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

第六十七条の十七第九項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項中「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間」を「令和八年四月一日以後」に改める。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「及び第四項」を「、第四項及び第七項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改め、「第四十二条の十二」を削り、「並びに」を「、第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める。